第94号議案

足立区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成17年9月21日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例 足立区高齢者在宅サービスセンター条例(平成14年足立区条例第4 6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第7条第11項」を「第8条第7項」に改め、同条 第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 法第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護に関すること。
- (3) 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に関すること。
- (4) 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に関すること。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第5条第1項中「区長」を「第10条第1項の規定により在宅サービスセンターの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)」に改め、同条第2項中「区長」を「指定管理者」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「、第10条に規定する在宅サービスセンターの管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 第4条第1項第1号に該当する者が第3条第1号に規定する 事業を利用する場合は、法第41条第4項第1号に規定する厚 生労働大臣が定める基準により算定した額の100分の10に 相当する額

- (2) 第4条第1項第1号に該当する者が第3条第2号に規定する 事業を利用する場合は、法第42条の2第2項第1号に規定す る厚生労働大臣が定める基準により算定した額の100分の1 0に相当する額
- (3) 第4条第1項第2号に該当する者が第3条第3号に規定する 事業を利用する場合は、法第53条第2項第1号に規定する厚 生労働大臣が定める基準により算定した額の100分の10に 相当する額
- (4) 第4条第1項第2号に該当する者が第3条第4号に規定する 事業を利用する場合は、法第54条の2第2項第1号に規定す る厚生労働大臣が定める基準により算定した額の100分の1 0に相当する額
- (5) 第4条第1項第3号に該当する者が第3条第5号に規定する 事業を利用する場合は、区長が別に定める額

第8条各号列記以外の部分中「区長」を「指定管理者」に改め、同条第4号中「区長」を「指定管理者」に改め、同条第6号中「区長が必要」を「指定管理者が利用を不適当」に改める。

第9条中「その責めに帰するべき理由により、在宅サービスセンターの施設又は設備に損害を与えた場合」を「施設の利用に際し、施設又は付帯設備に損害を与えたとき」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第10条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第10条 在宅サービスセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情がある と認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。 第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の指定)

- 第11条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で 定めるところにより、区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める 基準により在宅サービスセンターの目的を最も効果的に実現すること ができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定 管理者として指定するものとする。
- 3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、 その旨を告示するものとする。

(福祉施設指定管理者等選定審査会への諮問)

第12条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例(平成17年足立区条例第 号)第1条に規定する足立区福祉施設指定管理者等選定審査会に諮問するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

- 第13条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 第3条に規定する事業
 - (2) 施設の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が在宅サービスセンターの 管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

- 第14条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。
- 2 指定管理者及び在宅サービスセンターの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、在宅サービスセンターを利用する者の個

人情報が適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、在宅サービスセンターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復の義務)

第15条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、 区長の承認を得たときは、この限りでない。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条の 改正規定及び第11条を第16条とし、第10条の次に5条を加える改 正規定(第11条及び第12条に係る部分に限る。)は、公布の日から 施行する。

(提案理由)

高齢者在宅サービスセンターの管理を指定管理者に行わせるとともに、 介護保険法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案 を提出いたします。